

○立命館アジア太平洋大学学長候補者選考規程

2019年10月25日

規程第1174号

(目的)

第1条 この規程は、学校法人立命館寄附行為施行細則第4条第2号の立命館アジア太平洋大学の学長を担当する副総長（以下「学長」という。）について、学校法人立命館寄附行為（以下「寄附行為」という。）第6条第4項に定める協議のため、立命館アジア太平洋大学より推薦する学長候補者（以下「学長候補者」という。）の選考方法を定めることを目的とする。

(選考の時期および日程)

第2条 学長候補者の選考は、次の各号に定めるときに、総長の発議にもとづき行う。

- (1) 学長の任期が満了するとき
- (2) 学長が辞任したとき
- (3) 寄附行為第11条第2項にもとづき理事会において学長の解任を議決したとき
- (4) その他の事由によって、学長が欠員になったとき

2 この規程にもとづき、次の各号に定める期日までに学長を決定するよう、学長候補者の選考を行う。

- (1) 前項第1号の場合は、任期満了の30日前まで
- (2) 前項第2号から第4号までの場合は、欠員となった日から180日以内

(管理委員会)

第3条 学長候補者の選考の事務を管理するために、学長候補者選考管理委員会（以下「管理委員会」という。）を設置する。

2 管理委員会は、次の各号に掲げる区分ごとに選出された委員（以下「管理委員」という。）をもって構成する。ただし、学長は管理委員になることはできない。

- (1) 大学評議会において互選された教員 2人
- (2) 事務局会議において互選された職員 1人

3 前項にかかわらず、次の各号に定める者は管理委員になることができない。

- (1) 前項に定める管理委員の選出より1か月前の時点で、休職、休業、学外研究、長期欠勤等により、大学で勤務をしていない者
- (2) 選考期間において、休職、休業、学外研究、長期欠勤等により大学で勤務しないことが判明している者

4 次の各号に定める者は、管理委員の資格を失う。

(1) 選考委員会において学長候補者とされた者

(2) 休職、休業、長期欠勤等により、大学で勤務することができなくなった者

5 管理委員会の設置後に管理委員に欠員が生じた場合、速やかに後任の管理委員を選出する。

6 前項における管理委員の選出は、第2項の定めによる。

7 管理委員会委員長は管理委員の互選により選出する。

(管理委員会の運営)

第4条 管理委員会委員長は、会議を招集し、その議長となり、管理委員会の業務を統括する。

2 管理委員会は、次の各号に定める事務を行う。

(1) 学長候補者選考日程の公示

(2) 第5条に定める選考委員会の委員選出の管理

(3) 第5条に定める選考委員会の委員の公示

(4) 第5条に定める選考委員会の開催

(5) 公聴会の開催の公示

(6) その他学長候補者の選考に関する事務

3 前項に定める公示は、すべて日英二言語で行う。

4 管理委員および管理委員会に出席した者は、公示以外の委員会における議事、推薦された者およびその推薦者に関する情報ならびにそれらの特定を行うことが可能な情報の内容を委員会の外部に漏らしてはならない。

5 管理委員会の事務局はアドミニストレーション・オフィスが担当する。

(選考委員会)

第5条 学長候補者の選考を行うために、学長候補者選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設置する。

2 選考委員会は、複数名の学長候補者を選考する。

3 選考委員会は、学長候補者を選考するにふさわしい見識と経験を有する委員により構成する。

4 選考委員会の委員（以下「選考委員」という。）は、次の各号に掲げる区分ごとに選出された者で構成する。ただし、学長は選考委員になることはできない。

(1) 寄附行為第7条第1項第3号ハによる理事から 1人

- (2) 専任教員、特任講師、任期制教員、特別雇用教員および継続雇用教員（寄附行為第7条第1項第3号ハによる理事を除く。）から以下の選出区分に従って 8人
- イ アジア太平洋学部から 3人
  - ロ 国際経営学部から 3人
  - ハ 言語教育センターから 1人
  - ニ 教育開発・学修支援センターから 1人
- (3) 専任職員および特定職員（寄附行為第7条第1項第3号ハによる理事を除く。）から 4人
- (4) 校友から 3人
- 5 選考委員会の委員長は、前項第1号により選出される選考委員がこれにあたる。
- 6 第4項に定める選考委員の選出方法は、次の各号による。
- (1) 第4項第1号の選考委員は、寄附行為第7条第1項第3号ハによる理事の互選とする。
  - (2) 第4項第2号の選考委員は、学部においては教授会、センターにおいてはセンター会議における、第4項第2号に定める教員の互選とする。
  - (3) 第4項第3号の選考委員は、事務局会議において選出方法を決定する。
  - (4) 第4項第4号の選考委員は、校友会幹事会において選出方法を決定する。
- 7 第4項にかかわらず、次の各号の者は選考委員になることができない。
- (1) 前項に定める選考委員の選出より1ヵ月前の時点で、休職、休業、学外研究、長期欠勤等により、大学で勤務をしていない者
  - (2) 選考期間において、休職、休業、学外研究、長期欠勤等により大学で勤務しないと判明している者
- 8 次の各号に定める者は、選考委員の資格を失う。
- (1) 選考委員会において学長候補者とされた者
  - (2) 休職、休業、長期欠勤等により、大学で勤務することができなくなった者
- 9 選考委員会の設置後に選考委員に欠員が生じた場合でも、選考委員は補充しない。
- 10 選考委員会の事務局はアドミニストレーション・オフィスが担当する。
- (選考委員会の運営)
- 第6条 選考委員会の委員長は、会議を招集し、その議長となり、選考委員会の業務を統括する。
- 2 選考委員会は、選考委員総数の3分の2以上の出席がなければ会議を開き、議決するこ

とができない。

- 3 選考委員会の議事は、出席する選考委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 前項の場合において、議長は選考委員として議決に加わることができない。
- 5 選考委員会は、選考委員、管理委員および必要な事務局以外の者が参加することはできない。
- 6 選考委員会は、学長候補者の選考にあたり、学生、教員および職員から意見を聴くため、個別に公聴会を実施しなければならない。
- 7 選考委員会は、次の事項を決定する。
  - (1) 学長候補者の選考基準
  - (2) 学長候補者の選考方法
  - (3) 公聴会の開催方法
  - (4) 学長候補者
  - (5) その他学長候補者の選考に関する事項
- 8 前項第1号から第3号までについて決定を行ったときは、選考委員会の委員長はその決定内容を公表しなければならない。
- 9 第7項のほか、選考委員会は次の各号のことができる。
  - (1) 学長候補者選考に関連する調査、有識者等への意見聴取等
  - (2) 学長候補者の対象者に対する面談等
- 10 第7項第4号の決定にあたっては、選考委員会の委員長は事前に当該学長候補者の就任意思を確認しなければならない。
- 11 選考委員会の委員長は、毎回の選考委員会の内容を公表しなければならない。ただし、推薦された者およびその推薦者に関する情報ならびにそれらの特定を行うことが可能な情報は除く。
- 12 選考委員会の運営および公表は、すべて日英二言語で行う。
- 13 選考委員および選考委員会に出席した者は、推薦された者およびその推薦者に関する情報ならびにそれらの特定を行うことが可能な情報の内容を選考委員会の外部に漏らしてはならない。

(公示および公表)

第7条 この規程に定める公示および学長候補者選考に関する公表は、立命館アジア太平洋大学のウェブページを通じて行う。

(報告)

第8条 選考委員会は、決定した学長候補者について、氏名、推薦理由、年齢、学位、研究分野等および主な経歴を記載した推薦書を作成する。

2 選考委員会の委員長は、前項にもとづき作成した学長候補者の推薦書を添えて、総長に学長候補者を推薦する。

(再選考)

第9条 総長が理事長と協議したうえで、前条にもとづき推薦された学長候補者について、いずれも理事会に推薦しないと判断した場合は、学長候補者の再選考を行う。

2 再選考は、選考委員会が行う。

3 再選考にあたっては、第6条および第8条を準用する。ただし、公聴会の実施は必要としない。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、理事会が行う。

附 則

この規程は、2019年10月25日から施行する。